

福津市基幹相談支援センター
障がい者虐待防止研修会

意思決定支援の視点と姿勢

～バイステイックの7原則から考える～



公立大学法人 福岡県立大学
Fukuoka Prefectural University

人間社会学部社会福祉学科 奥村 賢一



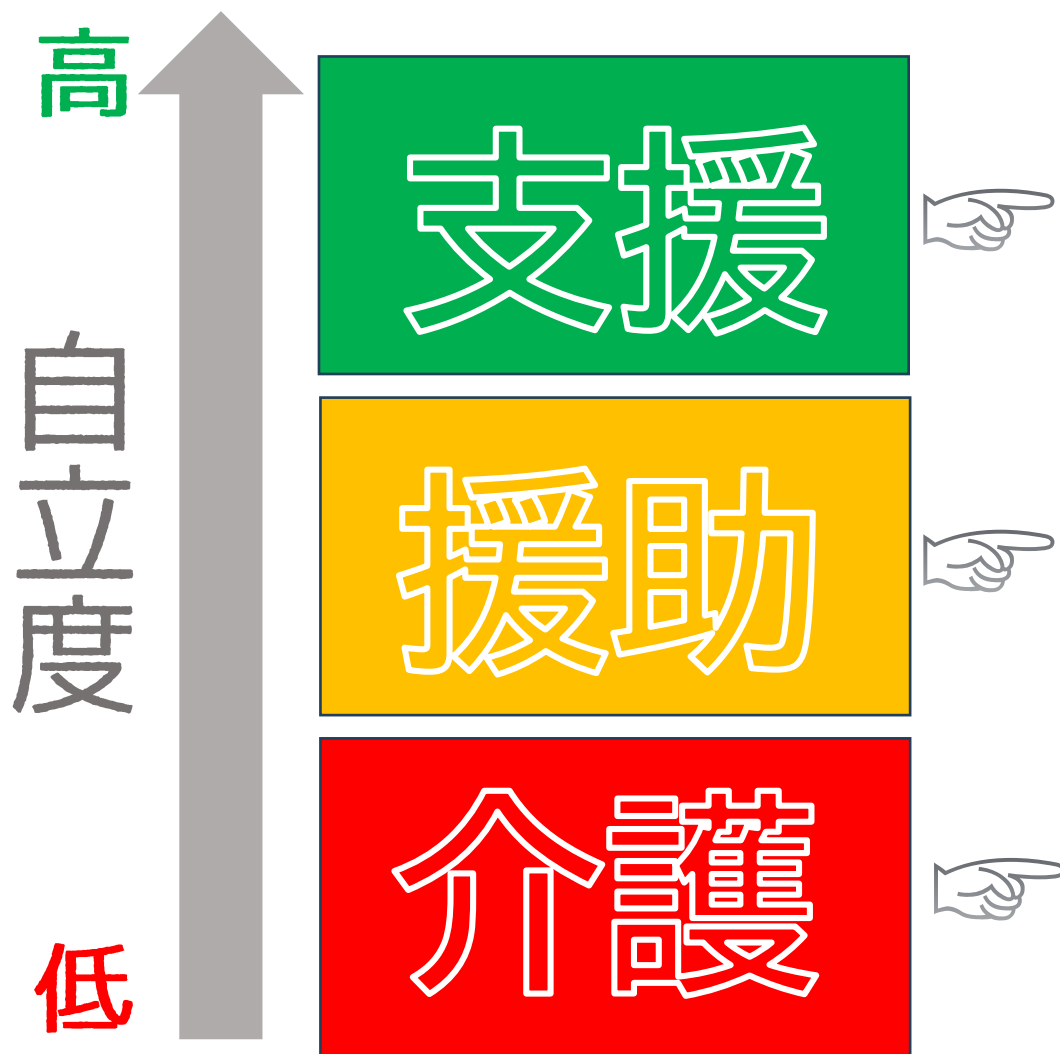
コミュニケーションの3段階

受信	周囲の状況を捉え、必要な情報を受け取る
処理	受信した情報を理解し、評価し、反応を選択する
送信	選択した反応を言動として表す

援助と支援の違い①



援助と支援の違い②



バイスティックの7原則とは

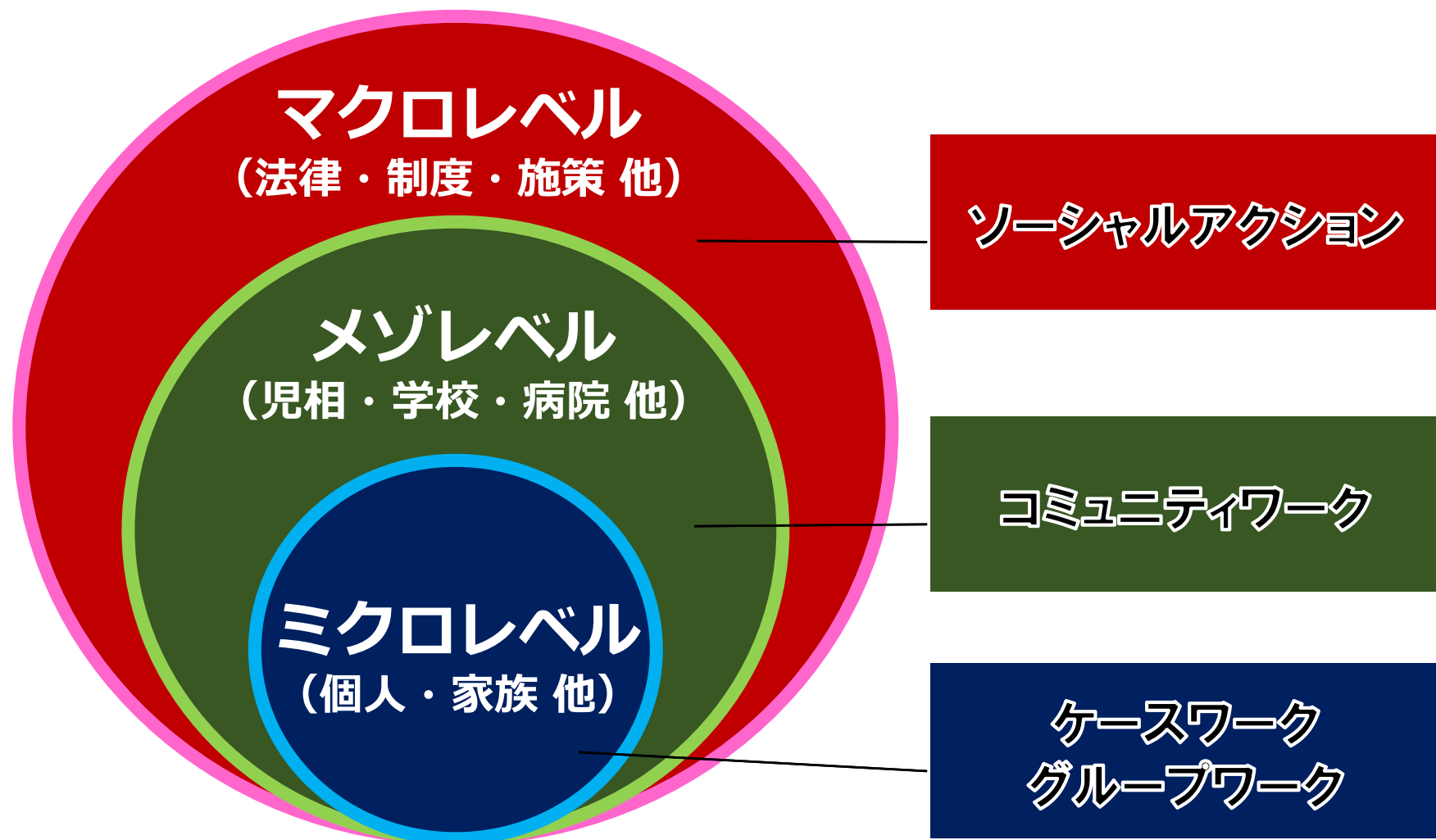
- * ソーシャルワーク博士のフェリックス・P・バイスティックによって体系化された実践理論
- * ケースワーク(個別援助技術)に不可欠な7つの原則を示した。
- * クライエントとワーカーの援助関係を形成する技法。

バイステックの7原則とは

- ① 個別化
- ② 意図的な感情表出
- ③ 統制された情緒的関与
- ④ 受容
- ⑤ 非審判的態度
- ⑥ 自己決定
- ⑦ 秘密保持

原則

ソーシャルワークの実践レベル



パターンリズムの回避

固有の文化



多様な価値観

何でも発達障害にするリスク



問題
行動



ASD

自閉症スペクトラム
広汎性発達障害

アスペルガー 自閉症

知的障害

LD

学習障害

ディスレクシア

ディスグラフィア

算数障害

ADHD

注意欠陥・多動性障害

不注意優勢型

多動性・衝動性優勢型

混合型



集団
不適応

must

器質

虐待

愛着

他

こんな子いませんか？

暴言を吐く子ども

死ね

殺すぞ

ウザイ

消えろ



暴れる

怒る



泣く

逃げる

叫ぶ



不 満

不 安

葛 藤



恥

失 望

悔しさ

感情移入＝〇〇を意味する

共感的理解

親として…

教師として…

SSWとして…



相手の特性に合わせた対応の組み立て

左脳 (客観的)

規則に忠実
一定の行動が得意
論理的思考が得意
思考偏重による固執



右脳 (直観的)

感情の起伏が激しい
人との交流を好む
抽象的な捉え方をする
系統立てた理解が苦手

支援者の評価を挟まない



経験則偏重

私の子ども時代は…

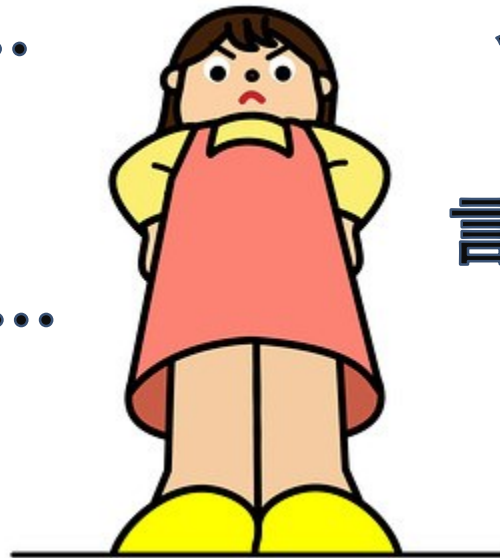
○○は□□で
間違いない…

昔は良かった…

今時の若い人は…

言われたとおりに
やれば良い…

我慢が足りない…



あなたの気持ち分かるよ…

信頼関係の形成過程



支持

Support

助言

Advice

提案

Suggestion

指導

Guide



TRUST



集团的責任 ⇔ 責任追及 = ○○捜し

いじめ



学校

虐待



児相

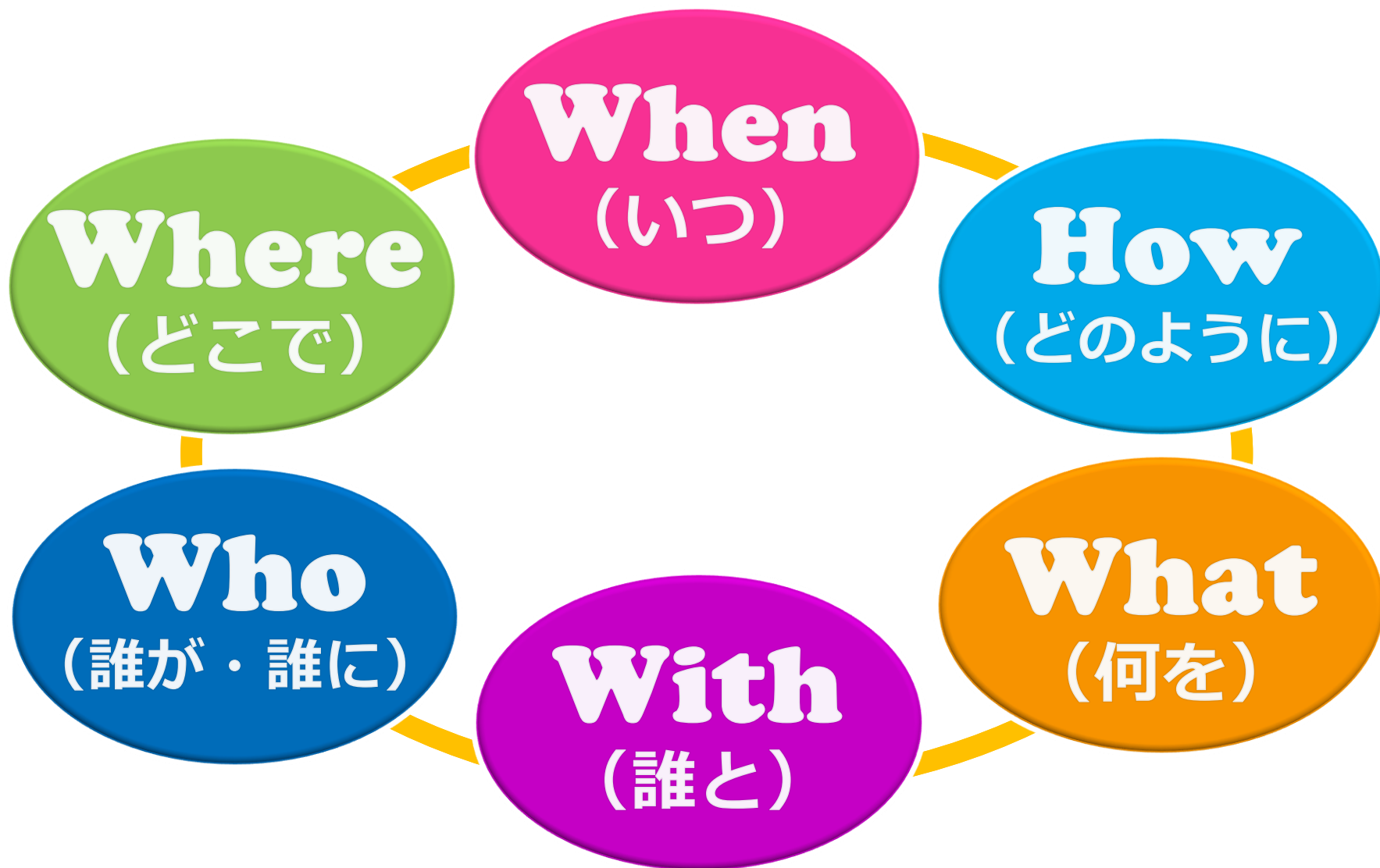
生活







家庭



話を広げる5W1Hの活用



児童の権利に関する条約(4つの原則)

 <p>差別の禁止</p>	<h2>差別の禁止</h2> <p>すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。</p>
 <p>子どもにもっともよいことを</p>	<h2>子どもの最善の利益</h2> <p>子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最も良いことは何か」を第一に考えます。</p>
 <p>生きる権利・育つ権利</p>	<h2>生命、生存及び発達に対する権利</h2> <p>すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。</p>
 <p>意見を表す権利</p>	<h2>子どもの意見の尊重</h2> <p>子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。</p>

社会的“じりつ”に向けて

自律

自律

自律

自律

自立



best よりも more better

Informed Consent



Informed Choice

秘密を守ることは信頼関係の基本

守秘義務



- * 職務上知り得た当事者や家族の個人情報公表してはいけないという義務
- * 刑法第134条「秘密保持」では、正当な理由なくして職務上知り得た秘密を漏らすことを禁じている
- * “正当な理由”とは、患者(利用者)の承諾、各種届出業務、犯罪の通報、裁判所の証言、児童虐待に関する児童相談所への通告義務等

ご清聴ありがとうございました

